

平成

二十七年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)

平成二十七年三月二日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十七年三月二日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市政の報告と提出議案の説明
- 第四 監査報告
- 第五 議第十八号 工事請負契約の締結について
- 第六 請願第二号 (仮称)五條総合体育館建設に関する請願について
請願第三号 (仮称)五條総合体育館建設に係る工事請負契約締結に関する請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 養田全康
二番 平岡清司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
代表監査委員
理事（総務部長）
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長

太 榎 内 堀 川 青 福 櫻 河
田 内 内 堀 元 山 塚 井 村
好 成 伸 憲 智 勝 敬 康
紀 吉 起 釋 博 彦 三 友

三番 牧 野
四番 宗 部
五番 吉 田
六番 窪 佳
七番 岩 本
八番 福 塚
九番 山 口
十番 吉 田
十一番 益 田
十二番 大 谷
龍 雄
雅 一
雅 野
康 部
康 田
佳 本
耕 塚
雅 口
雅 田
吉 田
博 田
範 田
司 口
実 塚
孝 本
秀 本
正 本
寛 本
一 本

事務局職員出席者

あんしん福祉部長	谷口
産業環境部長	辻
都市整備部長	中永
教育部長	近井稔
西吉野支所長	大谷稔
大塔支所長	田中
水道局長	河田博
会計管理者	西尾佳博
秘書課長	竹本勝佳
企画政策課長	水本俊勝
財政課長	和田剛
土地開発公社事務局長	上田幸
事務局長	乾本
事務局次長	松本
事務局次長補佐	久保
事務局主任	片山
速記者	柳ヶ瀬
	武
	仁彦
	五美
	美彦
	士
	旬

午前十時零分開会

○議長（窪佳秀）ただいまから平成二十七年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、平成二十七年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、平成二十七年各会計予算を始め、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

○議長（窪 佳秀）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）おはようございます。

本日、平成二十七年第一回定例会を招集いたしましたところ、公私御多忙にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今議会は平成二十七年年度の予算等を御審議いただく大変重要な議会であります。御案内のとおり、四月に統一地方選挙が行われることから、新規の政策や政策的な経費は極力抑制し、いわゆる骨格予算での編成としたところであります。

私にとりましては、任期最後となる議会ですが、就任当時は未曾有の大水害で大塔町が甚大な被害を受け尊い命が奪われ、また被災され、不自由な生活を余儀なくされた住民の方々が一日も早く元の生活に戻れますよう、国や県及び関係機関並びに市民の皆さん方や全国各地から御支援、御協力をいただき、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。

昨年十二月二十六日をもって避難指示、避難勧告の全てが解除され復旧にも成果を得ることができ、復興に向けても着実に進めることができました。

また、ごみ焼却場の移転問題や南和地域の医療制度の充実、新し尿施設、五條市クリーン・オアシスの建設、新消防庁舎の建設と広域消防組合への移行など、行政課題でもありますが、前に進めることができました。

これまで市政推進に当たりまして、限られた財源を効率よく効果的に執行するために無駄の排除と徹底的な歳出削減に努め、地方創生の考
え方に立ち、五十年先を見据えた施策の展開が必要であると考えています。具体的な施策の方針、また新年度予算は後ほど示させていただきます
ますが、議員各位には議員活動を通じて得られました市民の声を基に、様々な角度から御審議、御提言を賜りますようお願い申し上げます、平素
のお礼と開会に当たつての御挨拶に代える次第であります。

○議長（窪 佳秀）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（乾 旬）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、全国市議会連合会でございます。

去る、二月五日に東京都におきまして、第九十八回評議員会が開催されました。

初めに、会長の横浜市会佐藤議長の開会挨拶と来賓の二之湯総務副大臣及び平地方創生担当副大臣から挨拶があり、続いて、「地方創生と
地方行政の課題について」と題して、大石総務事務次官の講演がありました。

会議では、一般事務報告と地方行政委員会ほか六委員会からの要望結果等委員長報告があり、それぞれについて了承されました。

また、協議事項では、平成二十七年各会計予算案の審議が行われ、いずれも原案のとおり可決され、会議は閉会いたしました。

次に、近畿市議会連合会でございます。

去る、一月二十三日に大阪市におきまして、本年度第三回理事会が開催されました。

初めに、会長の泉南市議会木下議長の開会挨拶があり、続いて、第二回理事会以降に新しく就任された四市の議長の紹介があり、本市の窪
議長が紹介されました。

会議では、第二回理事会以降の会務報告があり、議案審議では、平成二十七年各会計予算案の審議が行われ、いずれも原案のとおり了承さ
れました。

また、協議事項として平成二十七年各近畿市議会連合会議長会及び全国市議会連合会近畿部会の役員割当並びに第八十回定期総会日程案及び当面
の会議日程等について協議が行われ、それぞれについて了承されました。

最後に、次期定期総会開催市の四條畷市平野議長の挨拶があり、会議は閉会いたしました。

次に、奈良県市議会議長会でございます。

去る、二月十六日に橿原市におきまして、平成二十六年第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の大和高田市議会西川議長の開会挨拶があり、続いて、第三回議長会以降に新しく就任した本市の窪議長並びに福塚副議長の紹介がありました。

会議では、前回の議長会以降の事務報告並びに会議出席報告があり、それぞれについて了承された後、議案審議では、平成二十七年事業計画案及び会計予算案の協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

また、平成二十七年役員割当案について協議が行われ、次のとおり決定いたしました。

奈良県市議会議長会会長に大和郡山市、同じく副会長に天理市。

近畿市議会議長会副会長に生駒市、同じく支部長に大和郡山市、同じく理事に橿原市及び御所市。

全国市議会議長会理事に大和郡山市、同じく評議員に橿原市、御所市及び生駒市、同じく産業経済委員に桜井市、建設運輸委員に五條市。

市議会議員共済会理事に宇陀市、同じく代議員に香芝市及び葛城市の各市議会議長がそれぞれ就任することに決定し、会議は閉会いたしました。

次に、全国過疎地域自立促進連盟でございます。

去る、二月十三日に東京都におきまして、第二百二十五回理事会が開催されました。

初めに、会長の島根県溝口知事の開会挨拶があり、続いて、来賓の総務省大臣官房原田地域力創造審議官から挨拶がありました。

議案審議では、平成二十七年事業計画案及び各会計予算案について審議が行われ、いずれも原案のとおり承認され、会議は閉会いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の昨年十一月分から本年一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

以上を御報告申し上げます。諸般の報告といたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、南和広域医療組合の議会の報告があります。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十四日火曜日、午後二時から大淀町役場委員会室において開催されました南和広域医療組合議会平成二十七年第一回定例会の報告をいたします。

会議では、まず、筆頭管理者の岡下大淀町長から議会招集の挨拶があり、会議録署名議員の指名に続き、本定例会の会期を二日間とすることが決定され、続いて諸報告がありました。

議案審議では、副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告があり、承認されました。

また、南和広域医療組合情報公開条例の制定を始めとする条例の制定五議案、南和広域医療組合職員定数条例の一部改正を始めとする条例の一部改正二議案、平成二十六年年度一般会計補正予算案及び平成二十七年年度一般会計予算案、並びに医療情報システム等導入業務委託契約の締結案が提出されましたが、以上の十議案につきましては、慎重審議を期するとして病院建設運営委員会に付託され、本会議は散会となりました。

翌二十五日、本会議が再開され、病院建設運営委員会から、付託の十議案の審査の経過と結果については、慎重審査を経て採決を行い、全委員一致により可決することに決したこと及び吉野病院の医療機能の見直しについて、イニシャルコスト及びランニングコストについて、公立三病院職員の身分移管に向けたスケジュールについて報告があったことなどの委員長報告があり、付託の十議案について採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決されました。

最後に、病院建設運営委員会の閉会中の継続審議についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

以上、概要を申し上げます。南和広域医療組合議会平成二十七年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で南和広域医療組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）この際、御報告申し上げます。

先の第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第六十七條第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定しておりますが、詳細につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八條の規定により、議長から指名いたします。

十番	吉	田	雅	範	議員
十一番	益	田	吉	博	議員
十二番	大	谷	龍	雄	議員

以上の三名の方をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十三日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から十九日までの十八日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって会期は本日から十九日までの十八日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げます。

○議長（窪 佳秀）次に日程第三、市長の市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは、昨年十二月から今日までの市政の概要について、各部の所管事業を御報告申し上げます。初めに、市長公室の事業についてであります。

去る二月二十日に奈良県庁において、荒井知事と「奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定」を締結いたしました。

この取組は、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、県と連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施するというもので、県の事業と一体的に検討することにより、効率的なまちづくりが期待できるものと考えております。

次に、まち・ひと・しごと創生についてであります。

国から示されました、まち・ひと・しごと創生は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めを掛けるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的としております。

本市におきましては、これまでから少子高齢化対策、雇用促進、産業・観光振興など各般の取組を推進してまいりましたが、さらにそれらの取組を強化推進するため、昨年十月に「五條市まちづくり推進本部」を設置し、まち・ひと・しごと創生に係る施策などについて検討を行っているところであります。

本年二月には、地域消費喚起・生活支援及び地方創生に係る先行型事業実施のための「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の限度額が提示されましたので、本定例会に提出しております一般会計補正予算案に事業経費を計上したところであります。

今後は、五條市版総合戦略の策定を進め、元氣な五條市のまちづくりに鋭意取り組んでまいります。

次に、地域公共交通における取組についてであります。

新たな交通網の確保として、昨年末に五條市地域公共交通会議において、デマンド交通の実証運行に向けた対象地域を「釜窪・木ノ原・二見付近」とすることが了承されました。対象地域の決定後、運行体系などの検討を基に、今年度末の策定に向けてデマンド交通運行計画の素

案の作成を進めているところであります。

また、昨年十二月一日から、デマンド型乗合タクシー及びデマンド型コミュニティバスの予約方法につきましては、原則二便目以降は当日の時刻表から乗車希望時刻の一時間前までの予約を可能とし、公共交通の改善に努めております。今後も地域の皆様の利便性を高め、利用の促進につなげていくよう努力してまいります。

なお、南奈良総合医療センターへの交通手段につきましては、関係市町村での協議を進めているところであり、平成二十八年度の総合医療センター開業に向けて、市民の皆様が安心して通院できるような運行体系を構築してまいりたいと考えております。

また、本年二月二十六日には、五條市を中心とするバス交通に関する施策を総合的かつ計画的に取り組み、五條市民の利便性向上と、更なるバス交通の利用促進に寄与することを目的として、奈良交通株式会社との協働連携に関する協定を締結いたしました。今後も更なる公共交通の利便性向上に向けて鋭意努力してまいります。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

まず、防災・減災の取組についてであります。

平成二十三年九月に襲来した紀伊半島大水害に伴い、大塔町に発令されてきました避難指示、避難勧告につきましては、一定の安全性が確保されたことから、昨年十二月二十六日をもって解除し、被災された皆様が自宅に戻ることができるようになりました。しかしながら、復旧・復興に関する取組としては道半ばでございます。今後も、引き続き国・県・関係機関と連携しながら復興・振興に取り組んでいくとともに、今後三十年の間に七〇パーセントの確率で発生するといわれる南海トラフ等の地震に備え、市民の生命・財産を守るための防災力の向上と防災・減災対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線の整備事業につきましては、現在、先進地の視察及び総務省との事前折衝を行うなど、整備に関する基本計画を検討中であり、新年度の早い時期に実施設計を完了し、平成二十七年年度中には西吉野地区、平成二十八年度には五條地区の整備を完成させてまいりたいと考えております。

次に、「自助・共助」の観点から組織する自主防災会が独自の取組ができるよう、五條市地区自主防災対策費補助金交付要綱を改正いたしました。この補助金制度を活用し、今年度作成した防災ガイドブックと洪水・土砂災害ハザードマップを基に、さらに地域の実情を加味した独自のマップを作成するなど、自主防災会の機能が最大限に発揮できるよう支援してまいりたいと考えております。引き続き、地域の実情を

考慮し、防災倉庫整備や防災用資機材の購入等を実施していく予定であります。

さらに、災害時の相互応援協定につきましても、今後、奈良県が計画する全市町村を対象とした協定に参加していくとともに、本市独自でも、他市町村や各種企業等との協力体制の更なる充実を図ってまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致につきましては、新年度の政府予算に「奈良県における自衛隊の展開基盤の設置に係る基本構想業務について奈良県と共同で実施するための検討経費」として四百万円が計上され、誘致に向け、更に一歩前進いたしました。今後も引き続き本市への陸上自衛隊駐屯地誘致の実現に向け、関係機関への要望を続けていくとともに、県の防災拠点整備についても積極的に連携してまいります。また、奈良県防衛協会五條支部等の協力の下、市民の皆様は陸上自衛隊駐屯地の誘致気運の醸成に努めてまいります。

次に、交通安全・生活安全対策につきましては、今後も五條警察署を始め関係機関と連携を緊密にし、市民のニーズに沿った各種施策と交通環境の整備による安全確保により、交通事故と犯罪のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、消防行政であります。

奈良県広域消防組合五條消防署につきましては、職員三名の増員及び高規格救急自動車の更新等により体制強化が図られておりますので、今後も奈良県広域消防組合と連携しながら、市民の生命・財産を守るべく体制を強化してまいります。

また、消防団の充実強化につきましては、昨年制定されました「消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律」を踏まえながら、消防団員の確保・増員と団員の安全確保を目的とした様々な施策を実施してまいります。

なお、新年度において四分団一部、中町の消防団格納庫の建て替え、二分団三部、野原東地区の消防ポンプ自動車の更新等を予定しており、消防水利につきましても、生子町ほか二箇所の耐震性防火水槽の新設等、地域の状況を鑑み、計画的かつ継続的に設置してまいります。

また、新年度は、女性消防団が消防技術向上と土気の高揚を図り、地域における消防活動に寄与するために開催される第二十二回全国女性消防操法大会に奈良県代表として出場いたしますので、訓練及び大会出場に関する業務を消防団に委託いたします。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

近年我が国においては、急速な少子化による若年人口の減少と、平均寿命の延伸により少子高齢化が進む中、本市においても全国平均を上回る少子化・高齢化率で推移しております。

このような現況を踏まえ、保健福祉センターでは、妊娠期からの子育て支援と同時に市民の皆様様の健康を支援するために、各種検診・教室

等を実施しております。

五條市民が元気でより充実した生活を送るためには、健康であることが一番重要であり、病気を予防し、早期に発見し、治療につなげることは、医療費等の削減にもつながります。

本市においては、平成二十六年年度に奈良県のモデル事業の指定を受け、市民二千人を対象にがん検診受診率向上のための市民意識調査を実施し、平成二十七年年度からは、調査結果を基に、検診を効果的に行うための検討を加えるとともに、より多くの市民に検診を受けていただくよう、更に広報等の充実を図り、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域創生先行型）を活用し、受診率の向上による、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を目指します。

また、各種運動教室や栄養指導教室、心の相談等の事業に積極的に取り組み、市民の健康寿命の延伸にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

初めに、社会福祉課におきましては、平成二十七年四月から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを盛り込んだ生活困窮者自立支援に関する相談・支援事業を展開してまいります。

この事業の展開により、生活保護受給者に至る前に、生活困窮者のそれぞれの事情や思いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援を行い、社会的・経済的な自立を促進していくものであります。

次に、介護福祉課におきましては、国の介護保険制度の改正や五條市の高齢者の実態及び介護施策の需要の動向等を基に、今後、三年間を一区切りとする五條市老人保健福祉計画及び第六期五條市介護保険事業計画がまとまりました。今後、これを基に市民の皆様には制度の内容等を広く理解していただくための啓発をしていくとともに、高齢者福祉の各種施策に取り組んでまいります。

また、高齢化が更に進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築を、引き続き国や県の動向を見ながら進めてまいります。

次に、花咲寮につきましては、花咲寮検討委員会の皆様の御尽力により、花咲寮の基本構想の答申を受けました。今後につきましては、早期実現に向けて細部の検討を行ってまいります。

次に、児童福祉課につきましては、子ども・子育て新制度の創設により、五條市子ども・子育て支援事業計画が出来上がりました。今後は、

この計画に基づき各種支援事業を展開してまいります。

また、幼稚園・保育所の適正配置につきましても、認定こども園化を視野に入れ、引き続き子ども・子育て会議の中で適正配置に向けた検討を続けてまいります。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、対象児童が小学校六年生まで拡大されることから、公立学童保育所を市内に二箇所新設して、四月から運営すべく計画しましたので、本定例会に関係条例を提出しているところであります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

初めに、生活環境課の事業についてであります。

昭和五十三年二月から稼働しておりました五條市衛生センターは、旧施設の南側に新しい施設を建設し、名称を五條市クリーン・オアシスと改称して平成二十七年四月一日から新たに稼働いたします。

新施設は一日に四八キロリットル処理することができ、前脱水型高負荷脱窒素処理方式により処理された処理水は、五條市公共下水道へ放流され、最終的には奈良県吉野川浄化センターへ流入され、処理後吉野川へ放流されることとなります。

次に、みどり園の事業についてであります。

就任当初からの最大の懸案事項の一つであったごみ焼却場移転につきましては、本市と御所市、田原本町が行政区域を越えた連携により広域でごみ処理施設を建設することで、建設費や運営のコスト削減と環境負荷を低減することを目的として進めております。

新ごみ処理施設建設事業は、現在やまと広域環境衛生事務組合におきまして、新施設の整備スケジュールに基づき平成二十八年度末しゅん工に向け実施設計が行われております。

また、ごみ処理経費の削減と環境への配慮等を図るための焼却ごみの減量化推進につきましては、喫緊の課題でもあります。このため、身近な行動として刈り草の堆肥化、また古新聞、古本、段ボール及び空き瓶の資源としての収集、さらに、生ごみの家庭での堆肥化等について、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、農林行政の取組についてであります。

農林の振興につきましては、中山間地域等直接支払い制度は、平成二十二年度から五箇年間を対象とした第三期対策の五年目となる七十七集落（五條地区五十四集落、西吉野地区二十三集落）が、農業生産地の維持を図りつつ多面的機能の維持にも取り組んでおります。この制度

は本年三月に第三期が終わりますが、続いて第四期対策へ継続して事業に取り組むよう推進してまいります。

森林・林業関係につきましては、木材生産育成整備事業、森林環境税による施業放置林整備事業、美しい森林づくり基盤事業などにより間伐を中心に森林整備を進めており、森林整備地域活動支援事業により作業の効率化を図っております。

また、鳥獣被害防止対策の取組につきましては、地元住民からの要望と協力を得ながら、イノシシ・ニホンジカの捕獲檻九十五基を設置し、五條市鳥獣被害防止計画に基づき駆除しております。また、防護対策として、平成二十六年度は、国の鳥獣被害防止対策事業補助金を利用して、金網柵等を四十三団体、延長約七〇キロメートルを助成いたしました。今後も、更に鳥獣被害防除対策に積極的に取り組んでまいります。また、平成二十五年の台風十八号により被災した農地・農業用施設・林道・治山についても順次工事を発注し、三年以内の全箇所へ復旧に向け、計画どおり事業が進捗しているところでもあります。また、通常事業についても可能な限り各種補助事業を活用し、農家及び林業家の利便性の向上に向け推進しております。

次に、企業誘致の促進についてであります。

平成二十六年に「南大和テクノタウン」いわゆる北宇智工業団地への立地が決定し、秋から新工場の建設を進めておりました株式会社松徳工業所は、去る一月二十八日にしゅん工式を行い、二月から操業が開始されました。また、東洋精密工業株式会社につきましても、平成二十七年からの操業開始を予定しているところでもあります。

京奈和自動車道の開通が順次進み、都心部へのアクセス時間の短縮が見込まれることから、本市にとっても、更なる企業誘致の好機と捉え、引き続き関係機関と協力・連携し、企業の誘致活動に取り組んでまいります。

次に、商工振興についてであります。

昨年十二月二十七日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、平成二十六年度補正予算において緊急経済対策施策の一つとして「地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金」が創設されたことに伴い、本市におきましても地域内の消費喚起を促し、住民の生活支援に資するため、交付金を活用して五條市商工会と連携しながら「五條市プレミアム商品券活用事業」に取り組んでまいります。

また、新規の起業を目指している方や既存事業所のスキルアップを図りたいと考えている方々を対象としたセミナー事業の継続など、奈良県とも連携しながら、創業支援のワンストップ窓口として、側面から人材育成に努めてまいります。

また、消費者行政につきましては、消費生活相談窓口を週二日開設し、市民の消費生活トラブルの解決に向けた助言を行うとともに、高齢者を標的にした振り込め詐欺などの防止を図るための啓発活動に取り組んでまいります。

次に、観光行政についてであります。

京奈和自動車道が平成二十七年に阪和自動車道と接続され、また、五條北インターチェンジと御所インターチェンジ間につきましても平成二十八年度中の完成が見込まれておりますことから、奈良県内や和歌山県はもちろん、京阪神地域からの観光周遊が一層促進されるものと期待されております。

加えて、国道一六八号の整備が急速に進んでいることなど、五條市を取り巻く自動車道はここ数年で飛躍的に利便性が向上することから、観光につきましても、より広域的な周遊を視野に入れたPR活動が必要と考え、アクセス路の案内や五條市での滞在を促すプランニングを進めてまいります。

広域での取組の一つといたしましては、近年は中高年齢層のバイクブームの高まりもあり、バイクによる紀伊半島周遊が京阪神におけるツーリングの人気エリアとなっていることから、近隣自治体との連携により、こうしたバイクの周遊促進にも取り組んでまいります。

また、平成二十七年四月から五月に掛けましては、高野山には開創千二百年の法会で多くの参詣客が訪れることから、こうした観光客に五條市の周知を進め、近隣地域を含めた五條市への周遊促進に努めてまいります。

また、かねてより取り組んでおります「映像を活用した魅力発信」につきましては、昨年完成いたしました映画の上映会の開催や、新たな映像を活用した五條市の魅力発信を充実させてまいります。

また、大塔地域におきましては、紀伊半島大水害から三年半が経過し、観光施設も徐々に活力を取り戻そうとしているとあります。過疎と高齢化が著しい地域ではありますが、大学等との連携により、若い力と発想を大塔地域の活力を取り戻すための起爆剤として、相互に実りのある取組を進めてまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

初めに、小規模住宅地区改良事業についてであります。

大塔町阪本地区及び宇井井地区で建設を進めておりました復興住宅は、平成二十六年五月に新天辻住宅が、同年七月に新宇井住宅がそれぞれ完成し、新天辻住宅へは四戸九名の被災者の皆様が、新宇井住宅へは二戸六名の被災者の皆様が、それぞれ入居されました。

平成二十七年度は、平成二十六年度からの継続事業であります市道宇井線の改良工事を引き続き実施するとともに、災害用の土捨場として造成された平地の有効利用を図るため、多目的広場・鎮魂の広場等の整備工事に着手いたします。

また、辻堂地区は、三年四箇月余りにわたって発令されておりました避難指示・避難勧告が解除され、地区内に復興の息吹が感じられるようになりました。

今後、更に地域住民の皆様や関係機関との協議を進めながら、地区内の周辺整備に取り組んでまいります。

次に、地籍調査事業につきましては、新年度におきましても、本事業を計画的に継続して推進してまいります。

次に、建設課の事業についてであります。一昨年、台風十八号及び台風二十六号の豪雨により甚大な被害を受けた道路及び河川災害につきましては、約七割が完了しており、引き続き早期完成に向け事業を進めてまいります。また、平成二十六年度の災害につきましても、補助金の交付申請の準備を行い、工事の発注に向けて取り組んでまいります。

また、防災安全交付金事業につきましては、市内にある九箇所のトンネル点検を実施しており、その結果に基づき補修工事をし、安全を確保してまいります。橋りようにつきましても、長寿命化橋梁点検策定計画の結果に基づき、橋りようの補修設計、補修工事を計画しております。

次に、通学路の安全対策につきましては、現時点で約七割が完了済みとなっており、引き続き残りの箇所を実施してまいります。

また、道路改良、道路維持、舗装、河川維持等につきましても、計画に基づき順次実施してまいります。

次に、市営住宅につきましても、五団地六戸の入居を確定いたしました。平成二十七年度的におきましても、入居希望者が多数おられることから、積極的に修繕等の事前整備を進め、募集を行ってまいります。

また、市営住宅等の安全性や快適性を長期間にわたって維持していくため、五條市市営住宅等長寿命化計画を策定し、この計画に基づいた住宅の改修・修繕を進めており、平成二十六年度は、向加名生団地におきまして二棟十二戸を対象として外壁改修工事を実施いたしました。今後、計画に基づいた改修・修繕を実施し、市営住宅の安定した供給と経営コストの縮減を図ってまいります。

次に、まちづくり推進課の事業についてであります。

地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）は、国から指定を受けた調査区間四キロメートルのうち、京奈和自動車道五條インターチェンジから本陣交差点までの約一・一キロメートルの四車線化に向けた県の都市計画決定の変更を目指し、「五條市まちづくり構想」と並行して、

関係機関と引き続き取り組んでまいります。

次に、京奈和自動車道大和御所道路につきましては順次工事が進んでおり、五條道路区間については、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まり、国土交通省から、平成二十八年度中に大和御所道路区間は全線が供用開始されることが発表されたところであります。

次に、国道二四号歩道整備事業につきましては、国土交通省と連携を密にしながら、四工区については平成二十五年六月から用地買収を行っており、平成二十六年度も三月末までに二十九名の方に御協力をいただく予定であります。今後も引き続き国土交通省と一体となって取り組んでまいります。

次に、「五條市まちづくり推進協議会」において提案された「水辺の拠点」づくりを実現するため、今年度から事業化し、五新鉄道跡地を活用して吉野川及び新町周辺の周遊観光の拠点施設建設に取り組みます。また、野原側堤防から新町への周遊の促進につなげ、水辺や町並みをゆつくり楽しんでもらうため、遊歩道付きの道路を整備するために五新鉄道跡地の地形測量業務を発注し、五新鉄道跡地の用地買収を行ってまいります。

次に、京奈和自動車道につきましては、五條インターチェンジが単なる通過点とならないように、昨年九月に京奈和五條インター周辺活性化調査業務を発注するとともに、本年二月に「奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定」を締結し、京奈和自動車道五條インター周辺の活性化に向けて取り組んでいるところであります。

次に、大和都市計画区域の見直しにつきましては、奈良県では平成二十六年から市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）及び用途地域の見直し作業が行われており、五條市においても平成二十六年で都市計画基礎調査を実施し、県で行われる見直しの検討材料として提出したところであります。

次に、下水道事業についてであります。

下水道事業につきましては、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めております。

国道二四号歩道整備事業の進捗に対応して、公共下水道工事を順次進めており、野原地区におきましても、野原ポンプ場が完成し、野原幹線の供用開始に伴い、公共下水道工事を進めており、併せて周辺の環境整備を図っていくこととしております。今後も、狭あいな道路や低位置にある住宅地域での整備を推進するため、効率的な計画を立て、下水道の普及に取り組んでまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

水道水の供給につきましては、受益者負担を原則に、市民の生活様式の変化に対応しながら、安全かつ安定的に低廉な水道水を供給できるように努めてまいります。

また、水道法で定められている水質基準に適合した生活用水の安全・安心を守る浄化施設として、小島浄水場に硫酸注入設備工事を計画しております。

また、耐震管布設工事につきましては、公共下水工事、官公庁関連工事に伴う支障移転工事に合わせ随時進めてまいります。

次に、簡易水道事業につきましては、本年度からの継続事業として、宗松上地区において老朽化した施設の統廃合と水道未普及地域への給水を行い、経営の合理化を図るとともに、安全・安心な飲料水が供給できるよう事業を進めてまいります。

なお、簡易水道特別会計を公営企業会計に移行することを目途とし、上水道事業との経営統合も視野に入れた企業会計とするため、財務調査のための基礎調査を実施いたします。

最後に、教育行政について申し上げます。

教育委員会では、五條市教育振興基本計画「五條市『夢・志』教育プラン」に基づき、「学校適正化の円滑な進捗」、「確かな学力・体力・規範意識をつけるための、着実な取組の推進」、「誇るべき歴史と文化の検証にかかる取組」、「地域コミュニティとの連携による教育活動」などを柱に事業を進めてまいりたいと考えております。

まず、学校適正化につきましては、昨年五月に「五條市学校適正化検討委員会」を立ち上げ、保護者アンケートや先進地視察の実施、委員会や部会の開催など、今後の本市の小・中学校における教育内容や適正規模・配置について積極的な討議をしていただきました。そして、本年二月に、検討委員会から、幼・保・小・中の一層の連携を密にした取組と充実した学校教育を推進していくためには、一定の学校規模が望ましいとの中間答申をいただきました。

教育委員会では、この中間答申を基に、平成二十七年度には、本市の子供たちにとって好ましい教育環境づくりに向けた、具体的な審議・検討を進めてまいりたいと考えております。

また、「確かな学力・体力・規範意識をつけるための、着実な取組の推進」として、児童・生徒の実態を踏まえた上で、「夢・志」教育プランに掲げた目標の実現に向け、学力や体力の向上、ふるさとにこだわる人材の育成を目指した「特色ある学校づくり」を継続して進めてまいります。

また、「学力向上推進委員会」からの提言を受け、主として授業力の向上にポイントを当てた「教師塾」の実施、読書活動の活性化を図る取組、家庭における学習習慣の定着を図る取組等を新たに推進していくこととしております。

次に、生涯学習の推進につきましては、市民の多様な学習ニーズに対応した事業の展開と、学習成果を生かせる場の提供に努め、市民の自主的な学習活動を推進するとともに、活動の拠点となる公民館などの適切な維持管理に努めてまいります。

また、地域で学校を支援する仕組みづくりを充実させ、地域教育力の向上を更に進めてまいります。

次に、スポーツ振興につきましては、市体育協会との連携を密にし、市民一人一人の健康づくり、体力づくりを目指し、スポーツ活動などに親しむ機会やスポーツ環境の整備充実に努めてまいります。

次に、文化・歴史の継承についてありますが、後継者不足により伝承が課題となっております。大塔町の県指定無形民俗文化財「篠原おどり」は、「後世に伝えたい」という集落の皆様の強い思いにより、篠原地域に限定しない踊り手の募集が行われました。その後、熱心に練習が重ねられ、本年一月二十五日に天神社において、古式にのっとり三曲を無事に奉納することができました。

それぞれの地域の文化・歴史を継承していくことで、地域に愛着が生まれ、人と人とのつながりもより一層強固なものとなり得ます。今後も、地域の文化・歴史の掘り起しを行い、新しい市史の編さんを通じて、本市の魅力を市民の皆様発信してまいります。

次に、児童・生徒の健全育成事業につきましては、本年一月十日に雪中金剛登山を実施し、五條市内の児童・生徒三百十九名が雪の金剛山に挑みました。

今年度は、五條警察署から山岳警備隊、五條消防署から救助隊の方々が、子供たちと共に参加してください、五條市スカウト協議会の方々が山頂で温かいトン汁を作ってくださいなどの御支援をいただくことができました。

各関係機関が連携し、五條市の子供たちの健全な育成を願って活動していただいていることに感謝しております。

今後も、不登校児童・生徒への対策、生徒指導及び教育相談カウンセリングの充実等、子供たちの生活をサポートする積極的な取組を進めてまいります。

次に、平成二十七年予算の編成であります。御承知のとおり、本年四月に市長選挙が執行予定であることから、一般会計当初予算につきましては、骨格予算としたところであり、当該編成につきましては、市民サービスの停滞及び低下を招かないことを念頭に置きながら、扶助費・人件費等の義務的経費を始め、既に方向性を定め準備が進められてきたもの、あるいは、国や県、その他関係諸団体との関係から不都

合が生じないよう配慮すべきものなどについては、当初予算として計上したところであります。

他方、特別会計予算、水道事業会計予算につきましては、それぞれの設置目的及び事業計画等に従い、原則として通常の予算編成といたしてまいります。

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第二号 平成二十七年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第三号 平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

次に、報第四号 五條市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めることにつきましては、固定資産評価審査委員会の委員が欠けたため、地方税法第四百二十三条第四項の規定に基づき補欠委員に山本喜代志氏を選任したので、同条第五項の規定に基づきその承認を求めるとであります。

次に、議第四号 五條市地域審議会条例の制定につきましては、平成二十七年三月三十一日までの設置となっている西吉野地域審議会及び大塔地域審議会について、合併特例債の起債期限が延長されたことから引き続き、よりきめ細やかに住民の意見を聴く必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第五号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育長が常勤の特別職として設置されることに伴う条例の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第六号 五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定につきましては、学校給食食物アレルギー対応について調査、検討をする五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第七号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を条例に規定する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

次に、議第八号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準を条例に規定する必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第九号 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法の規定による利益処分の方法について定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第十号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、附属機関の新規設置並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長が常勤の特別職として設置され、教育委員長が廃止されることに伴い非常勤特別職の報酬の表を整理するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十一号 職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の給与制度の総合的見直しの影響を踏まえた国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額を改正するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、児童福祉法の改正による学童保育事業の対象児童年齢の拡大及びそれに伴う利用児童数の増加に対応するための市立学童保育所の新規設置を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市保育の実施に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準が、市町村が条例で定めるものから、法の定める基準に変更されるため、保育料を法政令で定める額以内と定めるため及び保育料に、保育時間の基準が設けられることから、負担の公平性を確保することを目的として、延長保育事業を実施するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、五條市の介護保険サービスの充実並びに介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため及び介護保険法、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴う所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第十八号 工事請負契約の締結につきましては、(仮称)五條総合体育館建設工事を、総合評価落札方式(簡易型)一般競争入札で実施したところ、二十二億八千三百六十六万円で村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者 村本建設株式会社 奈良本店が落札し、その工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。

次に、議第十九号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第七号)議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ三億四千三十六万八千円を追加し、総額百九十二億七千九百二十万八千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ二千七百五万五千円を追加し、総額四十六億四千四百五万五千円とするものであり、これらの財源につきましては、繰入金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十一号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、宗桧上地区統合簡易水道整備事業に係る繰越明許費を一億二千二十五万二千円と設定するものであります。

次に、議第二十二号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、流域関連公共下水道事業等に係る繰越明許費を二千六百三十万円で設定するものであります。

次に、議第二十三号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ二十八万五千円を追加し、総額四億三千九百六十八万五千円とするものであり、これらの財源につきましては、諸収入を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百九十三億八千万円で、前年度当初予算額と比較して、九億六千万円の増額となっております。

次に、議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額五十二億百万円で、前年度比五億八

千四百万円の増額となっております。

次に、議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、予算総額五億四千三百四十万円で、前年度比七千二百七十万円の増額となっております。

次に、議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額十一億四千二百九十万円で、前年度比一千百万円の増額となっております。

次に、議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百三十万円で、前年度との増減はございません。

次に、議第二十九号 平成二十七年五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額三十七億四千八百五十万円で、前年度比四千七百万円の減額となっております。

次に、議第三十号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額五千九十万円で、前年度比七十万円の減額となっております。

次に、議第三十一号 平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額四百七十万円で、前年度比四十万円の増額となっております。

次に、議第三十二号 平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額四億二千九百十万円で、前年度比一千三十万円の減額となっております。

次に、議第三十三号 平成二十七年五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益八億五千七百四万二千円に対し、水道事業費用八億四千八百五十八万四千円で、八百四十五万八千円の消費税込み当年度純利益を見込んだ次第であります。また、資本的収支では、資本的収入三千八十万二千円に対し、資本的支出三億一千九百八十五万八千円であります。なお、資本的収支不足額二億八千九百五十六千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、間林耕司委員、東康朝委員、山本喜代志委員の任期が、平成二十七年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

以上で平成二十六年定期監査結果の報告を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 監査報告が終わりました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第五、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十八号、工事請負契約の締結について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程されました議第十八号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書七十二ページを御覧願います。

契約の目的でございますが、（仮称）五條総合体育館建設工事。

契約方法は、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札でございます。

設計金額は、消費税抜きで二十一億一千四百五十一万円でございます。

入札金額は、消費税抜きで二十一億一千四百五十万円。

契約金額は、消費税込みで二十二億八千三百六十六万円でございます。

契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾十一番地の一 村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者村本建設株式会社奈良本店
取締役常務執行役員本店長 市岡 武でございます。

本議案につきましては、既に二度にわたり審議いただいておりますが、この体育館の建設を望む市民の皆様が署名が非常にたくさん集まっていると聞いておりますこと、また、奈良県知事からも「スポーツを軸とした奈良県南部の振興は県の方針でもあり、五條市の体育館整備を強く期待している。」と力強い支援いただいていることなどから、是非今一度審議いただきたいと上程した次第でございます。

さらに、二〇一九年のラグビー・ワールドカップ、二〇二〇年の東京オリンピック、二〇二一年のワールドマスターズゲームなどの開催が決まっております。この体育館があれば、競技の開催ですとか、キャンプ地としての誘致の可能性も出てまいります。本市にとっては、是非整備したい施設であると考えておるところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今福塚市長公室長から説明がございました、市民の方より多くの署名をいただいておりますということで、私も聞かせていただいております。

特に、柔道を愛好している方からの署名もたくさん集まっておると聞いております。その中で、この体育館が果たして柔道場として試合等開催可能なのか、また柔道の練習等できるのかというのをお尋ねしたいと思っております。

また、多くの市民の方がこうして署名する中で、この体育館を建てることによって住民税、また水道料金が上がるのではないかと心配した声も挙がっておりますので、その辺の答弁もお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御質問ございました（仮称）総合体育館で柔道ができるかどうかということでございますけれども、この体育館のアリーナ、いわゆる競技場でございますけれども、縦が四人メートル、横が四二メートル、合計で二、〇一六平米の広さがございます。

柔道の試合場といたしましては、二〇メートル四方の試合場があればできるというのを聞いておりますので、国際基準に照らし合わせましても、最低二面から四面の柔道の試合は可能かと考えております。

以上です。

○議長（窪 佳秀）檜内副市長。

○副市長（檜内成吉）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

この（仮称）総合体育館の建設に際しましても、市民税につきましましては、個人の所得に対しまして課税されるものでありますから、一切ご

ございませんし、固定資産についても個人の所有に対して課税されていくということでございますので、今回の建設に対して市民税が上がるということは一切ございません。また、水道料金につきましても、企業会計の中で負担をいただきながら、また歳出を削減しながら適正な負担をいただいておりますので、それをもって今回多くの国庫補助をいただきながら、国・県の支援をいただいて、五條市の負担金を減らしていくということの中で行わせていただきますので、すぐに水道料金が上がるという直接なものはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）一つお尋ねしたいのですが、本日、柔道関係者、保護者の方からたくさん署名の付いた請願書が挙がってまいっております。その中で昨年六月議会において、私が一般質問させていただいた中で、市長の方からも、いろんな競技の中で、柔道競技という部分も御答弁いただきました。その後、柔道競技をこの新しい体育館でしようと思えば、やっぱり柔道って板間でできません。柔道の畳を敷き詰めて競技をしなくてはならない。市長からそういう御答弁いただいた後に、担当課諸々に私はお尋ねにありました。そしたら今回の体育館に關しましては、木造建築ということで、可燃物は体育館施設の中に収納できないと、であればどうすればいいですかと、今現在小さな大会ではありますが、ここ数年毎年、五條市の中央体育館、今現状の中央体育館にて関係者皆ボランティアで協力し合って、指導者も含めて、各学校にある畳をお借りしてトラックで運んで、みんな二十人、三十人大勢の手を借りて、敷き詰めてさせていただきます。その中で、今回も新しい体育館ができたときに、そういう畳の収納は、新しい畳を購入していただいて、五條市内だけではなくて近畿、全国、大きな大会を開催していただく態勢はとっていたのかどうか、その辺のところお尋ねにあがったときに、担当課から、これは非公式ですけれど、私がお伺いしたのは今現状、中央体育館に今言ったような状況で畳を集めて敷き詰めていると、そのようなやり方をしていたら、という御返答でありました。そのときに私はお願いしました。せっかく市長が、せっかく柔道競技ということも本会議場でおっしゃっていたので、せめてその体育館で畳を敷き詰められるように畳を購入していただきたい、そしてなおかつその体育館に、その畳が収納できないのであれば、少し離れたところでも結構です、収納用の倉庫を設計変更していただきたい、畳を収納してすぐに敷けるような態勢を整えていただきたいというお話も、非公式ではあるのですが、させていただきました。ただ今の、広さは充分にあると思うのですが、設備、環境を整えていただけることを、是非今後この後出てくる議案に対して、採決されますけれど、今日可決されようが、また否決されて今後ある程度の見直しをして、この体育館建設に向けて進めていただくに当たっても、やっぱり今これだけ多くの柔道関係者の方から請願が挙がっているんですか

ら、是非今言ったようなところもくんで、この事業を進めていただけたら有り難いかなと思いますので、市長、その辺のところ是非よろしく
お願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答えいたします。

この体育館に対しては、先ほど担当課から耐火性ということで、柔道の畳とか、木造ということでは置けないということが言われております。
バレーボールやバスケットボール、フットサルやいろんな形の公式戦ができるような形になっております。耐火性というそういう位置付けの
中から燃えるものというのには置けないような状況になっていると、今後いろんな形で進める中で、柔道が特に五條は熱心でもございます。そ
ういう形の中では、その状況を踏まえた中で検討し、今後も進めてまいりたい、そういうふうを考えております。
以上です。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、平岡清司議員の発言を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司） 議長から発言の許可をいただきましたので、（仮称）五條総合体育館建設請負契約の締結について、賛成の立場から討論さ
せていただきます。

この議案は、本年二月三日と十九日の二回にわたり議会において否決となりました。しかしながら一度目に否決となった二月三日以降、実
にたくさんの方々が署名活動を行い、四千三百七十六名もの署名を添えた請願書が二月十九日、二回目の否決となったその日の朝に提出され
ました。

議会は先例により前日までに届いたものしか取り上げられないということで、この請願書は事務局預かりとなっていましたので、私のとこ

ろにはあんなに一生懸命に署名を集めたのに、あの請願書は一体どうなったのか。皆様の思いは提出された（仮称）五條総合体育館建設に関する請願に込められています。請願書には「私たちは五條市を始めとする奈良県南部のスポーツ文化活動の新しい拠点として、また近い将来起きると言われている東南海南海地震などの災害時の避難場所としての機能を併せ持つ、（仮称）五條総合体育館が必要と考えています。また、（仮称）五條総合体育館建設に関しては、既に設計や地質調査などに約六千九百万円もの予算を使っており、このまま建設を中止するとこの費用が全く無駄になってしまいます。このことから、私たちは（仮称）五條総合体育館の建設を強く望みます。」と書かれています。

市民の皆様は、単に自分や家族がスポーツをするための新しい体育館が欲しいと言っているのではなく、市の財政が厳しいことや、既に多額の経費が執行されていることを承知した上で、五條市を中心とした奈良県南部の振興や防災の拠点としての新体育館の建設を求めています。

十九日以降もそれぞれの立場で、それぞれの思いから署名運動が続けられ、議会には今日現在で一万二千五百を越えた署名が届いています。議員各位には届けられた声をもう一度聞いていただき、今度こそ五條市の未来の夢と希望をつなぐ（仮称）五條総合体育館が建設できますようお願いし、私の賛成討論といたします。

各位には何とぞ御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）次に、養田全康議員の発言を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、（仮称）五條総合体育館工事請負契約の締結に賛成の立場から討論をいたします。

本議案が二度否決となり、三度目が上程される中、三名の議員で奈良県、県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課に新体育館の内容を聞きに伺いました。

現在、交付見込みのお金を否決のために使えなかったときのペナルティーはどのような形になるのかを問い掛けしました。各市町村で国や県から有利な交付金をほしい自治体はたくさんあります。その中で五條市がこのお金を使わずに流してしまえば、五條市だけの問題ではなく、県もこれからの交付金に影響が出る可能性があるとのことでした。また、今後五條市が体育館建設を考えたとき、有利な財源をいただけるかを聞かせていただきましたが、一度交付金を返してしまえば、かなり難しくなるだろうとの見解でありました。

その中で、奈良県の新体育館に掛ける思いの大きさを確認することができました。奈良県南部東部振興課でお話を聞きますと、以前から言われております南部地域のスポーツ振興の場としてだけでなく、二〇一九年にはアジア地域初となるラグビー・ワールドカップが開催されます。関西では花園ラグビー場、西京極総合運動公園、御崎公園球技場などが会場にエントリーしていますが、五條市もキャンプ地として誘致活動をしていただきたい。また二〇二一年には、これもアジア地域初、世界中の三十歳以上の成人、中・高年のアスリートを対象とした関西ワールドマスターズゲームズが関西各地域で開催される予定となっております。体育館競技ではバドミントン、バスケットボール、フットサル、柔道、空手などが行われます。

新体育館を競技会場として誘致していきたいなど、県スポーツの発展の場として期待していただいています。

次に、新体育館の製材は六〇〇立米、原木では約一、六〇〇立米使用し、林業発展の観点から新工法での建築物で、確認申請も全国初となるため、視察や見学などたくさんの方に訪れていただけ、経済効果も期待でき、五條市が大型ハイブリット建築物のパイオニアになるんじゃないでしょうか。

また、国では新しい工法を取り入れた新体育館を地方の努力と認め、政令指定都市並みの補助金を出していただいております。

市民の皆様からいただきました署名も約一万二千五百名を超え、そのうち体育館競技では柔道の団体より二千五百名を超える署名もいただいております。また、それとは別に市外のスポーツ関係者からも四百名を超す署名が届いております。

前回は申し上げましたが、これからを担う子供たちからも多くの署名をいただいております。子供たちの夢を壊すことなく、大きく育てていただけますようお願い申し上げます。私の賛成の討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。（「四番」の声あり）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 私は、二月三日に見直しを求める決議案を提出させていただきました。

本日、傍聴人さんが多数おられる中、そしてこの件に多くの皆さんが関心を持っておられる。そんな中で、市民の皆さんの賛否の数は別としても、市民を巻き込んだの形となっていることは事実、理事者にも議会にもこの責任があると思っております。多くの市民が要望され、この建設が進むことにより五條市の活性化の起爆剤になるのであれば、そして将来を担う子供たち、また青少年が期待を掛け、スポーツ向上に

つながるのであれば、今ここで深く考えなければならぬ問題であります。がしかし、市民の中には反対、そして見直しの意見も多くあることだけは強く受け止めていただきたい。

私の二月三日の決議文に、知事の南部振興に対する思いを信じとありますが、そのとおり知事の後押しのある今、南部振興にとってそれほどこの体育館の建設を望むものであれば、市長が知事に対し県立五條体育館としての答申を出すのも一つの解決方法ではないのでしょうか。そうすれば、維持費の負担もなくなります。

また市長は、このことに政治生命を掛けるともメディアに言っておりますが、今後新庁舎の問題、市民会館、五條駅南北道の問題や課題が山積している中で、このことに政治生命を掛けて本当に大丈夫なんですか。

今回、残念なことが一つ、三回目というのに理事者側の何の改善もないままの議案提出でございます。二月三日からこの三回という異例の採決について今の理事者側の状況も鑑み、今後の円滑な議会運営のためにも終結すべき問題であり、このような状況の中、賛否を諮ることはできません。

以上の理由から退席とさせていただきます。(拍手)

〔宗部康寛議員退場〕

○議長(窪 佳秀) なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(窪 佳秀) ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって地方自治法第百十六条第一項の規定により、議長において裁決することといたします。

本件は可決と決定いたします。(拍手) (議場に声あり)

傍聴人に申し上げます。お静かにお願いいたします。

〔宗部康寛議員入場〕

○議長(窪 佳秀) 次に、日程第六、請願第二号及び請願第三号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）請願第二号、（仮称）五條総合体育館建設に関する請願について。

請願第三号、（仮称）五條総合体育館建設に係る工事請負契約締結に関する請願について。

○議長（窪 佳秀）この際、請願第二号、（仮称）五條総合体育館建設に関する請願及び請願第三号、（仮称）五條総合体育館建設に係る工事請負契約締結に関する請願について申し上げます。

本請願二件は既に議決された議案と同一趣旨でありますので、採択されたものとみなします。

○議長（窪 佳秀）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日三日とあさつて四日は休会とし、次回五日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日三日の正午までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これもちまして散会いたします。

午前十一時三十四分散会